

一般社団法人埼玉県ダンプカー協会交通安全指導事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、ダンプカー事業者の交通安全意識の向上を図り、ダンプカーによる交通事故の防止に資するため、一般社団法人埼玉県ダンプカー協会（以下「ダンプカー協会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この手続きに定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第12条に定める団体であるダンプカー協会が行う交通安全指導事業費に要する経費に対し補助を行い、ダンプカー事業者の安全意識の向上を図り、もってダンプカーによる交通事故の防止に資することを目的とする。

(補助対象事業及び補助予定額)

第3条 補助の対象となる事業及び補助の予定額は、次のとおりとする。

補 助 対 象 事 業	補助予定額
1 交通安全指導事業 (1) ダンプカー事業者及びその雇用する運転者等に対する研修、講習等の交通安全教育 (2) ダンプカー事業者及びその雇用する運転者等に対する交通安全のための広報活動 (3) 前各号のほか、ダンプカー協会が行う交通安全指導事業のうち知事が認めるもの	予算の範囲内
2 自動車事故防止事業 (1) ダンプカー協会への加入促進事業 (2) ダンプカー協会活動拡充事業 (3) 過積載事故防止事業	

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式1のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(記載事項)

第5条 規則第4条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付方法)

第6条 この補助金は、概算払いで交付する。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式2のとおりとする。

(補助金の交付請求)

第8条 ダンプカー協会は、前条の通知を受理した後、様式3号の請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 ダンプカー協会の長は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(事業報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式4のとおりとする。

2 前項の報告書の提出部数は1部とし、補助事業完了後30日以内、又は会計年度終了の日のいずれか早い期日に提出するものとする。

(確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の報告書の様式は、様式5のとおりとする。

(書類の整備)

第12条 ダンプカー協会の長は、当該補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第13条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成14年5月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式 1

年度一般社団法人埼玉県ダンプカー協会補助金交付申請書

第 号
年 月 日

埼玉県知事

一般社団法人埼玉県ダンプカー協会
会 長

下記により、一般社団法人埼玉県ダンプカー協会補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
金 円
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容
- 4 補助事業の計画

5 補助事業に要する経費

区 分	補助事業に要する経費	補助金の額	備 考
	円	円	

6 補助事業に要する経費の配分（収支予算書）

（1）収入の部

経費区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	備 考
	円	円	円	
計	円	円	円	

（2）支出の部

経費区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	備 考
	円	円	円	
計	円	円	円	

7 補助事業完了予定年月日

年 月 日

様式2

年度一般社団法人埼玉県ダンプカー協会補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

一般社団法人埼玉県ダンプカー協会
会 長 様

埼玉県知事

年 月 日付け埼玉ダ協第 号で申請のあった 年度一般社団法人
埼玉県ダンプカー協会補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知
します。

記

1 交付金額

金 円

2 交付時期及び支払方法

年 月 概算払い

3 交付条件

- (1) この補助金の使用方法は、申請書記載の事業内容及び経費の配分のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容または経費の配分を変更しようとするときは、知事の承認を受けること。ただし、経費の配分において、補助事業に要する経費の20%以内の変更に
ついてはこの限りではない。
- (3) 補助事業を中止し、または廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 次の各号の一に該当するときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還
を命じ、または交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付しないことがある。
ア 事業の遂行が著しく不適當で、目的達成の見込みがないと認められるとき
イ 支出額が予算額に比し著しく少ないと認められるとき
ウ 補助事業により取得し、または効用を増加して価額が50万円以上の機械器具
について、6年の期間が経過する前に知事の承認を受けないでその目的に反して
使用し、譲渡し、貸付または担保に供したとき
エ 知事の承認を受けて上記「ウ」に定める機械及び器具を処分することにより、収
入があった場合

様式3

年度一般社団法人埼玉県ダンプカー協会補助金交付請求書

金 円 也

一般社団法人埼玉県ダンプカー協会補助金

(交付決定通知 年 月 日付け 第 号)

上記のとおり請求します。

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

債権者コード 01371622

埼玉県知事

様式 4

年度一般社団法人埼玉県ダンプカー協会補助金事業実績報告書

第 号

年 月 日

埼玉県知事

一般社団法人埼玉県ダンプカー協会
会 長

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 年度
一般社団法人埼玉県ダンプカー協会の補助事業が完了したので、補助金の交付手続等
に関する規則第 13 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金額
金 円

2 補助事業の目的

3 加入事業者数及びダンプカー台数

4 補助事業の内容

5 補助事業の経費

区 分	補助金の額	補助事業に要した経費	備 考
	円	円	

6 補助事業の経費の配分（収支精算書）

（1）収入の部

経費区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額	備 考
	円	円	円	
計	円	円	円	

（2）支出の部

経費区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額	備 考
	円	円	円	
計	円	円	円	

7 補助事業完了年月日

様式5

年度一般社団法人埼玉県ダンプカー協会補助金額の確定通知書

第 号
年 月 日

一般社団法人埼玉県ダンプカー協会
会 長 様

埼玉県知事

年 月 日付け埼ダ協第 号で実績報告のあった 年度一般社団法人埼玉県ダンプカー協会補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第14条により、下記のとおり交付すべき補助金の額を確定したので通知します。

記

確定額 金 円